

第2号様式(第10条関係)

令和 8年 4月 21 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

又吉 清義



令和7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 又吉 清義

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	60,500	FMラジオ放送番組料
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	70,725	新聞購読料(琉球新報・沖縄タイムス)
事 務 所 費	286,572	電気料金・水道料金・事務所家賃
事 務 費	375,506	固定電話料金・コピーカウント料・コピー機リース料・消耗品代・携帯ipad使用料
人 件 費	1,052,571	労働保険料事業主負担分・雇用職員賃金
合 計	1,845,874	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費区分	広聴広報費
1. 広報費	1. 広報費
2. 聴取費	2. 聴取費
3. 調査費	3. 調査費
4. 印刷費	4. 印刷費
5. 雑費	5. 雑費
6. 委託費	6. 委託費
7. 雑費	7. 雑費
8. 雑費	8. 雑費
9. 雑費	9. 雑費
10. 雑費	10. 雑費
11. 雑費	11. 雑費
12. 雑費	12. 雑費
13. 雑費	13. 雑費
14. 雑費	14. 雑費
15. 雑費	15. 雑費
16. 雑費	16. 雑費
17. 雑費	17. 雑費
18. 雑費	18. 雑費
19. 雑費	19. 雑費
20. 雑費	20. 雑費
21. 雑費	21. 雑費
22. 雑費	22. 雑費
23. 雑費	23. 雑費
24. 雑費	24. 雑費
25. 雑費	25. 雑費
26. 雑費	26. 雑費
27. 雑費	27. 雑費
28. 雑費	28. 雑費
29. 雑費	29. 雑費
30. 雑費	30. 雑費
31. 雑費	31. 雑費
32. 雑費	32. 雑費
33. 雑費	33. 雑費
34. 雑費	34. 雑費
35. 雑費	35. 雑費
36. 雑費	36. 雑費
37. 雑費	37. 雑費
38. 雑費	38. 雑費
39. 雑費	39. 雑費
40. 雑費	40. 雑費
41. 雑費	41. 雑費
42. 雑費	42. 雑費
43. 雑費	43. 雑費
44. 雑費	44. 雑費
45. 雑費	45. 雑費
46. 雑費	46. 雑費
47. 雑費	47. 雑費
48. 雑費	48. 雑費
49. 雑費	49. 雑費
50. 雑費	50. 雑費
51. 雑費	51. 雑費
52. 雑費	52. 雑費
53. 雑費	53. 雑費
54. 雑費	54. 雑費
55. 雑費	55. 雑費
56. 雑費	56. 雑費
57. 雑費	57. 雑費
58. 雑費	58. 雑費
59. 雑費	59. 雑費
60. 雑費	60. 雑費
61. 雑費	61. 雑費
62. 雑費	62. 雑費
63. 雑費	63. 雑費
64. 雑費	64. 雑費
65. 雑費	65. 雑費
66. 雑費	66. 雑費
67. 雑費	67. 雑費
68. 雑費	68. 雑費
69. 雑費	69. 雑費
70. 雑費	70. 雑費
71. 雑費	71. 雑費
72. 雑費	72. 雑費
73. 雑費	73. 雑費
74. 雑費	74. 雑費
75. 雑費	75. 雑費
76. 雑費	76. 雑費
77. 雑費	77. 雑費
78. 雑費	78. 雑費
79. 雑費	79. 雑費
80. 雑費	80. 雑費
81. 雑費	81. 雑費
82. 雑費	82. 雑費
83. 雑費	83. 雑費
84. 雑費	84. 雑費
85. 雑費	85. 雑費
86. 雑費	86. 雑費
87. 雑費	87. 雑費
88. 雑費	88. 雑費
89. 雑費	89. 雑費
90. 雑費	90. 雑費
91. 雑費	91. 雑費
92. 雑費	92. 雑費
93. 雑費	93. 雑費
94. 雑費	94. 雑費
95. 雑費	95. 雑費
96. 雑費	96. 雑費
97. 雑費	97. 雑費
98. 雑費	98. 雑費
99. 雑費	99. 雑費
100. 雑費	100. 雑費

[illegible]

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)

放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・充当金額 5,500 円 (4 月分)

領 収 証

様

No. _____

★

又吉清義

¥ 11,000-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額等 (%)

但 4 月番組代として

2025 年 6 月 6 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

沖縄県宜野湾市我如古2-36

ぎのわんシティ

TEL 098-943-5

FAX 098-943-5782

コクヨ ウケ-88

・充当金額 5,500 円 (5 月分)

領 収 証

様

No. _____

★

又吉清義

¥ 11,000-

内 訳
現金
小切手 /
手 形 /
消費税額等 (%)

但 5 月番組代として

2025 年 6 月 30 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

沖縄県宜野湾市我如古2-36

ぎのわんシティ

TEL 098-943-5

FAX 098-943-5782

コクヨ ウケ-88

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・ 充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)

放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・ 充当金額 5,500 円 (6 月分)

領 収 証

又吉 清義

様

No. _____

★

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98

但 6月番組代として

2025年 8 月 / 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

沖縄県宜野湾市我如古2-36-

ぎのわんシティ

TEL 098 - 943 - 5

FAX 098 - 943 - 5782

・ 充当金額 5,500 円 (7 月分)

領 収 証

又吉 清義

様

No. _____

★

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98

但 7月番組代として

2025年 9 月 3 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

沖縄県宜野湾市我如古2-36-15-27

ぎのわんシティ

TEL 098 - 943 - 55

FAX 098 - 943 - 57

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・ 充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)
放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・ 充当金額 5,500 円 (8 月分)

領 収 証

又吉清義

様

No. _____

★

¥ 11,000

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税額等 (%)

コクヨ ウケ-98

但 8月番組代として

2025 年 9 月 29 日 上記正に領収いたしました

沖縄県宜野湾市我如古2-36-15-3F

ぎのわんシティ

TEL 098 - 943 - 5

FAX 098 - 943 - 5

収入印紙

・ 充当金額 5,500 円 (9 月分)

NET CASH SERVICE

お取扱明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日 07.10.27 取扱金額・店番一機番通番
カード発行金融機関一店番一口座番号

お取引金額	1	1	0	0	0	0
お取引内 容	振	込	0	0	0	0
消費税込 金額	¥380			消費税		
時刻	13:59			お取引金額		
説明コード				お取引後残高		

お取引人 沖縄銀行 支店 普通 ぎのわんシティ1714様

お取引人 マタヨシ セイキ 様

印紙税申告納
税務署承認済

コザ信用金庫

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・ 充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)
放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・ 充当金額 5,500 円 (10 月分)

NET CASH SERVICE お取扱明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日 07 11 26 取扱金庫・店番・機番通番
カード発行金融機関・店番・口座番号

お取引金額	1 0 1 0 3 1
お取引の種別	振込
消費税込額	¥380 消費税
時刻	15:29
説明コード	お取引後残高
	¥11,000*

お受取人 沖縄銀行 支店 10月分
普通 キノワンスティエム様

ご依頼人 マタヨシ セイキ様

印紙税申告納
税務署承認済

コザ信用金庫

・ 充当金額 5,500 円 (11 月分)

NET CASH SERVICE お取扱明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日 07 12 24 取扱金庫・店番・機番通番
カード発行金融機関・店番・口座番号

お取引金額	1 0 1 0 3 1
お取引の種別	振込
消費税込額	¥380 消費税
時刻	10:26
説明コード	お取引後残高
	¥11,000*

お受取人 沖縄銀行 支店 11月分
普通 キノワンスティエム様

ご依頼人 マタヨシ セイキ様

印紙税申告納
税務署承認済

コザ信用金庫

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・ 充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)

放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・ 充当金額 5,500 円 (2 月分)

NET CASH SERVICE
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	08.01.29	取扱金庫・店番・機番通番	
カード発行金融機関・店番・口座番号			
お取引金額	1 0 1 0 3 1	振込	0 3 0 0
お取引内 容 消費税込 金額	¥380 通帳頁	お取引金額	¥11,000*
時刻	15:05	お取引後残高	*****
説明コード			

お取引人
沖縄銀行
支店
普通
キノワンシティエフエム様

ご依頼人
マタヨシ セイキ様

印紙税申告納
税務署承認済

コザ信用金庫

・ 充当金額 5,500 円 (/ 月分)

NET CASH SERVICE
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	08.03.13	取扱金庫・店番・機番通番	
カード発行金融機関・店番・口座番号			
お取引金額	2 0 0 0 0 0	振込	0 0 0 0
お取引内 容 消費税込 金額	¥380 通帳頁	お取引金額	¥11,000*
時刻	11:17	お取引後残高	*****
説明コード			

お取引人
沖縄銀行
支店
普通
キノワンシティエフエム様

ご依頼人
マタヨシ セイキ様

印紙税申告納
税務署承認済

コザ信用金庫

広聴広報費

ラジオ放送番組料

・ 充当割合 1/2 (政務活動以外の内容が含まれているため 1/2 按分)

FM ラジオ放送番組代 (ぎのわんシティ FM81.8MHz 毎週月曜日 AM10:00~AM10:27)
放送番組名「又吉清義 県議会・議会報告 並びにユンタクさびらな」

・ 充当金額 5,500 円 (2 月分)

NET CASH SERVICE
お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引明細票を
どうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱い金庫・店番・機番通番
08 03 30	
カード発行金融機関・店番・口座番号	
お取引金額	1 0 1 1 0 1
振込	0 3 0 0
消費税	¥380 消費税
時刻	15:08
説明コード	お取引金額 ¥11,000*
お取引後残高	

お取引人 沖縄銀行 支店
普通 振込
キノワシティエフエム様
おつり
マクソン ヒイキ様
ご依頼人

印紙税申告納
税務署承認済

2月分
コサ信用金庫

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費区分	資料購入費
1. 図書費	10,000
2. 雑誌費	5,000
3. 新聞費	3,000
4. 参考書費	2,000
5. 複写機用紙費	1,000
6. その他	1,000
合計	22,000

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	新聞購読料 琉球新報(R7.4~R8.3) (@3,075×12ヶ月)	\ 36,900 /	全額	\ 36,900
毎月払	新聞購読料 沖縄タイムス(R7.4~R8.2) (@3,075×11ヶ月)	\ 33,825 /	全額	\ 33,825
資料購入費 充当合計		/	/	\ 70,725

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2025年 4月分
充当金額 3,075円

2025年4月分
我如古1丁目54-25
2F
又吉清義

領収証

000014
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2025年5月30日
※軽減税率対象（新聞定期購読）			読者ID 担当者印
販売店	我如古		
登録番号	T9360003007337		
TEL	098-870-9295		
住所	嘉数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102		
		印刷日 2025/04/08	

毎度ご愛読ありがとうございます。

2025年 5月分
充当金額 3,075円

2025年5月分
我如古1丁目54-25
2F
又吉清義

領収証

000014
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	※税込8%対象 3,075 (内消費税227) 消費税額込
琉球新報			上記金額を領収しました。 2025年6月5日
※軽減税率対象（新聞定期購読）			読者ID 担当者印
販売店	我如古		
登録番号	T9360003007337		
TEL	098-870-9295		
住所	嘉数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102		
		印刷日 2025/05/22	

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2025年 6 月分
充当金額 3,075 円2025 年 6 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000013
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。			
R 7 年 6 月 3 日			
読者ID			
担当者印			

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月優

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 豊敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102印刷日
2025/06/12

毎度ご愛読ありがとうございます。

2025年 7 月分
充当金額 3,075 円2025 年 7 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000013
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。			
R 7 年 8 月 6 日			
読者ID			
担当者印			

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月優

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 豊敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102印刷日
2025/07/08

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2025 年 8 月分
充当金額 3,075 円

2025 年 8 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000014
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
琉球新報			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2025 年 8 月 8 日
税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極			読者ID
販売店	我如古		担当者印
登録番号	T9360003007337		
TEL	098-870-9295		
住所	喜敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102		
			印刷日 2025/08/12

毎度ご愛読ありがとうございます。

2025 年 9 月分
充当金額 3,075 円

2025 年 9 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000014
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
琉球新報			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2025 年 9 月 7 日
税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極			読者ID
販売店	我如古		担当者印
登録番号	T9360003007337		
TEL	098-870-9295		
住所	喜敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102		
			印刷日 2025/09/08

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2025年 10 月分

充当金額 3,075 円

2025 年 10 月分

我如古1丁目54-2 5

2 F

又吉清義

領収証

000012
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2025年10月10日

読者ID

担当者印

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 喜敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

印刷日
2025/10/08

毎度ご愛読ありがとうございます。

2025年 11 月分

充当金額 3,075 円

2025 年 11 月分

我如古1丁目54-2 5

2 F

又吉清義

領収証

000012
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2025年11月12日

読者ID

担当者印

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 喜敷4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

印刷日
2025/11/12

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2025 年 12 月分

充当金額 3,075 円

2025 年 12 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000013
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
琉球新報			消費税額込
			上記金額を領収しました。
			2025 年 12 月 12 日

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 喜数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

読者ID
担当者印
印刷日
2025/12/08

毎度ご愛読ありがとうございます。

2026 年 1 月分

充当金額 3,075 円

2026 年 1 月分
我如古1丁目54-2 5
2 F
又吉清義

領収証

000012
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
琉球新報			消費税額込
			上記金額を領収しました。
			2026 年 1 月 13 日

税込8%対象 3,075 (内消費税 227) ※軽減税率対象/月極

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 喜数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

読者ID
担当者印
印刷日
2026/01/13

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（琉球新報）

2026年 2月分

充当金額 3,075円

2026年2月分
我如古1丁目54-25
2F
又吉清義

領収証

000012
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2026年3月6日

読者ID

担当者印

税込8%対象 3,075 (内消費税227) ※軽減税率対象/月額

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 嘉数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

印刷日 2026/02/09

毎度ご愛読ありがとうございます。

2026年 3月分

充当金額 3,075円

2026年3月分
我如古1丁目54-25
2F
又吉清義

領収証

000011
003-017-1-5-024525

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2026年3月6日

読者ID

担当者印

税込8%対象 3,075 (内消費税227) ※軽減税率対象/月額

販売店 我如古
登録番号 T9360003007337
TEL 098-870-9295
住所 嘉数4丁目27-9 伊波第二共同住宅102

印刷日 2026/03/06

毎度ご愛読ありがとうございます。

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（沖縄タイムス）

2025年 4月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 35115156
2025年 4月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日
5/10

2025年 5月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 35526292
2025年 5月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日
6/9

2025年 6月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 35677228
2025年 6月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

銘 柄	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075円
(内消費税 227円)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日
7/10

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（沖縄タイムス）

2025年 7 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 35757382
2025年 7 月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075 円
(内消費税 227)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T181052272140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日 8/19

2025年 8 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 35995472
2025年 8 月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075 円
(内消費税 227)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T181052272140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日 9/19

2025年 9 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 36138854
2025年 9 月分 領収書
又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

合計 3,075 円
(内消費税 227)

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 我如古センター
(事業者番号 T181052272140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日 10/19

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（沖縄タイムス）

2025年 10 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539

領 収 書 No： 36278863

2025年 10 月分 領収書

又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075 円
(内消費税 227)

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領 収 日

11/13

2025年 11 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539

領 収 書 No： 36491606

2025年 11 月分 領収書

又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075 円
(内消費税 227)

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領 収 日

12/8

2025年 12 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539

領 収 書 No： 36687321

2025年 12 月分 領収書

又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。合計 3,075 円
(内消費税 227)

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 我如古センター
(事業者番号 T1810522772140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領 収 日

1/9

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10（政務活動のみ全額充当）

新聞購読料（沖縄タイムス）

2026 年 1 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1313 -00192539
領 収 書 No： 36773443
2026 年 1 月分 領収書

又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
(内消費税 227)	

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 我如古センター
(事業者番号 T181052272140)
TEL 942-8278
店主 屋嘉比 尚一

領収日
2/16

2026 年 2 月分

充当金額 3,075 円

お問い合わせ番号： 1312 -00192539
領 収 書 No： 37163612
2026 年 2 月分 領収書

又吉 清義 様

御購読
ありがとうございます。

合計	3,075 円
(内消費税 227)	

品 名	部 数	金 額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス

販売店 真栄原・我如古
(事業者番号 T9810088254632)
TEL 942-2781
店主 伊佐 清

領収日
3/16

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分	事務所費
一、	
二、	
三、	
四、	
五、	
六、	
七、	
八、	
九、	
十、	
十一、	
十二、	
十三、	
十四、	
十五、	
十六、	
十七、	
十八、	
十九、	
二十、	
二十一、	
二十二、	
二十三、	
二十四、	
二十五、	
二十六、	
二十七、	
二十八、	
二十九、	
三十、	
三十一、	
三十二、	
三十三、	
三十四、	
三十五、	
三十六、	
三十七、	
三十八、	
三十九、	
四十、	
四十一、	
四十二、	
四十三、	
四十四、	
四十五、	
四十六、	
四十七、	
四十八、	
四十九、	
五十、	
五十一、	
五十二、	
五十三、	
五十四、	
五十五、	
五十六、	
五十七、	
五十八、	
五十九、	
六十、	
六十一、	
六十二、	
六十三、	
六十四、	
六十五、	
六十六、	
六十七、	
六十八、	
六十九、	
七十、	
七十一、	
七十二、	
七十三、	
七十四、	
七十五、	
七十六、	
七十七、	
七十八、	
七十九、	
八十、	
八十一、	
八十二、	
八十三、	
八十四、	
八十五、	
八十六、	
八十七、	
八十八、	
八十九、	
九十、	
九十一、	
九十二、	
九十三、	
九十四、	
九十五、	
九十六、	
九十七、	
九十八、	
九十九、	
一百、	

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/12	電気料金 4月分	2,457 ✓	全額	\ 2,457 ✓
6/5	電気料金 5月分	8,798 ✓	全額	\ 8,798 ✓
8/12	電気料金 7月分	11,739 ✓	全額	11,739 ✓
9/11	電気料金 8月分	12,471 ✓	全額	12,471
10/10	電気料金 9月分	10,287 ✓	全額	10,287
10/21	電気料金 10月分	11,006 ✓	全額	11,006
12/9	電気料金 11月分	9,806	全額	9,806
1/13	電気料金 12月分	6,371 ✓	全額	✓ 6,371
3/17	電気料金 2月分	6,681	全額	✓ 6,681
3/22	電気料金 1月分	8,260 ✓	全額	8,260 ✓
4/1	電気料金 3月分	5,656 ✓	全額	5,656 ✓
				72,832
毎月払	水道料金 R7.4～R8.3(@2,420×12ヶ月分)	29,040 ✓	全額	✓ 29,040
9/23	事務所家賃 9月分(9/17-9/30) ✓	14,000 ✓	全額	✓ 14,000
毎月払	事務所家賃 10月分～2月分(30,000円×5ヶ月)	150,000 ✓	全額	✓ 150,000
事務所費 充当合計		/	/	286,572

事務所費

電気料金

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 2,457 円 電気料金 4 月分

充当金額 8,798 円 電気料金 5 月分

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 4 月分	料金算定期間 3月11日～4月9日	ご使用量 232 kWh	
金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 1 9 2	
振込先	電 気 番 号 31534- 39-1-7 従量電灯 744		
ご依頼人 又吉 清義 様	ご使用場所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F		
ご契約者 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)	R 7 年 5 月 12 日		
金融機関取扱期限日	R 7 年 5 月 22 日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7 年 6 月 1 日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

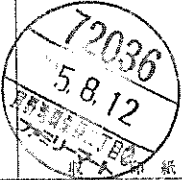
8,192 円 ÷ 30 日 (3/11-4/9) = 273 円

273 円 × 9 日分 (4/1-4/9) = 2,457 円

充当金額 11,739 円 電気料金 7 月分

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

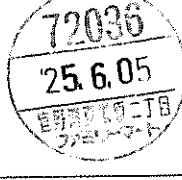
沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 7 月分	料金算定期間 6月11日～7月9日	ご使用量 322 kWh	
金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1 1 7 3 9	
振込先	電 気 番 号 31534- 39-1-7 従量電灯 1,067		
ご依頼人 又吉 清義 様	ご使用場所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F		
ご契約者 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)	R 7 年 8 月 12 日		
金融機関取扱期限日	R 7 年 8 月 22 日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7 年 9 月 1 日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

1. 1. 日分 2. 日分 3. 日分 4. 日分 5. 日分 6. 日分 7. 日分 8. 日分 9. 日分 10. 日分

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 5 月分	料金算定期間 4月10日～5月13日	ご使用量 238 kWh	
金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	8 7 9 8	
振込先	電 気 番 号 31534- 39-1-7 従量電灯 799		
ご依頼人 又吉 清義 様	ご使用場所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F		
ご契約者 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)	R 7 年 6 月 13 日		
金融機関取扱期限日	R 7 年 6 月 20 日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7 年 7 月 3 日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

充当金額 12,471 円 電気料金 8 月分

電気料金領収証

領収証は、大切に保管してください。

沖縄電力株式会社		登録番号 T3360001008565	
R 7 年 8 月分	料金算定期間 7月10日～8月11日	ご使用量 365 kWh	
金 額	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1 2 4 7 1	
振込先	電 気 番 号 31534- 39-1-7 従量電灯 1,133		
ご依頼人 又吉 清義 様	ご使用場所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F		
ご契約者 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)	R 7 年 9 月 11 日		
金融機関取扱期限日	R 7 年 9 月 19 日まで		
コンビニ等取扱期限日	R 7 年 10 月 1 日まで		
備 考	日 附 印		
			
収入印紙			

(A)お客さま控

事務所費

電気料金

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため金額充当）

充当金額 10,287 円

（ 9 月分）

充当金額 11,006 円

（ 10 月分）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-1360001008555	
R 7年 9月	料金算定期間 8月12日 - 9月 9日	二倍用電 313 kWh	
金額		10,287	
電 気 料	二倍用電	31534- 39-1-7 従量電灯 935	
又吉 清義 様 住所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 10月 10日	
金融機関取扱期限日		R 7年 10月 20日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 10月 30日まで	
備 考		日 額 印	
		72100 250.21	
収 入 印 紙		CAI印紙管理	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-1360001008555	
R 7年 10月	料金算定期間 9月10日 - 10月 9日	二倍用電 332 kWh	
金額		11,006	
電 気 料	二倍用電	31534- 39-1-7 従量電灯 1,000	
又吉 清義 様 住所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 11月 10日	
金融機関取扱期限日		R 7年 11月 20日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 7年 11月 30日まで	
備 考		日 額 印	
		72100 250.21	
収 入 印 紙		CAI印紙管理	

充当金額 9,806 円

（ 11 月分）

充当金額 6,371 円

（ 12 月分）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-1360001008555	
R 7年 11月	料金算定期間 10月10日 - 11月 9日	二倍用電 282 kWh	
金額		9,806	
電 気 料	二倍用電	31534- 39-1-7 従量電灯 891	
又吉 清義 様 住所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 7年 12月 12日	
金融機関取扱期限日		R 7年 12月 22日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 8年 1月 1日まで	
備 考		日 額 印	
		72105 25.12.09	
収 入 印 紙		CAI印紙管理	

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-1360001008555	
R 7年 12月	料金算定期間 11月12日 - 12月 10日	二倍用電 187 kWh	
金額		6,371	
電 気 料	二倍用電	31534- 39-1-7 従量電灯 579	
又吉 清義 様 住所 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F 又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 8年 1月 13日	
金融機関取扱期限日		R 8年 1月 23日まで	
コンビニ等取扱期限日		R 8年 2月 2日まで	
備 考		日 額 印	
		72105 26.1.13 ハイランド手通付 ファミリーマート	
収 入 印 紙		CAI印紙管理	

事務所費

電気料金

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 6,681 円
（ 2 月分）

充当金額 8,260 円
（ / 月分）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-33000611008505	
R 8年 2月分	料金算定期間 1月15日 - 2月11日	この期間 222 kWh	
電 号		6 6 8 1	
電 区		31534- 39-1-7 従量電灯	
電 区		607	
又吉 清義 様			
〒 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F			
又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 8年 3月16日	
金融機関取扱期限日		R 8年 3月26日まで	
コンビニ取扱期限日		R 8年 4月5日まで	
26,317		26,317	

お客さま領収証

お振込人		
又吉 清義 様		
電気番号 (Customer Number)	契約種別	
31534- 39-1-7	20	
料金年月(Month of Issue)		
R 8年 1月分		
振込金額(消費税)		
¥	8,260 (¥	750)
専用連絡先		
0570-036-300		

【電気料金振込受領証】
上記お振込金額を受領いたしました。

被振込人 沖縄電力株式会社
※本票はインボイス制度の対象様式ではございません。

R 8年 4月 6日
(Yr) (Mo) (D)

上記の期日までは
コンビニ等でお支
払いできます。
(Last Date at
Convenience
stores)

領収証は大切
に保管してく
ださい。

店舗日付印
26.3.22
上 493296
お客さま用

充当金額 5,656 円
（ 3 月分）

充当金額 円
（ 月分）

電気料金領収証

沖縄電力株式会社		登録番号 T-33000611008505	
R 8年 3月分	料金算定期間 2月12日 - 3月10日	この期間 189 kWh	
電 号		5 6 5 6	
電 区		31534- 39-1-7 従量電灯	
電 区		514	
又吉 清義 様			
〒 宜野湾市我如古1丁目54-25 2F			
又吉 清義 様			
支払期日(上記参照)		R 8年 4月10日	
金融機関取扱期限日		R 8年 4月20日まで	
コンビニ取扱期限日		R 8年 4月30日まで	

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

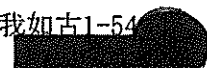
宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	4 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証	
2025 年 4 月 17 日	
又吉 清義 様	
★ ￥3,000	
但し、4 月分の水道料金として上記正に領収いたしました	
宜野湾市我如古1-54- 	

水道料金	5 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証	
2025 年 5 月 17 日	
又吉 清義 様	
★ ￥3,000	
但し、5 月分の水道料金として上記正に領収いたしました	
宜野湾市我如古1-54- 	

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	6 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

27 年 6 月 6 日

又吉 清義

様

★

¥3,000

但し、6 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-54-

水道料金	7 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

27 年 7 月 17 日

又吉 清義

様

★

¥3,000

但し、7 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	8 月分
充当金額	2,420 円

領	収	証
27 年 8 月 17 日		
又吉 清義 様		
★ ¥3,000		
但し、8 月分の水道料金として上記正に領収いたしました		
宜野湾市我如古1-5		

水道料金	9 月分
充当金額	2,420 円

領	収	証
27 年 9 月 17 日		
又吉 清義 様		
★ ¥3,000		
但し、9 月分の水道料金として上記正に領収いたしました		
宜野湾市我如古1-54		

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	10 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R7年

10月 17日

又吉 清義

様

★

¥3,000

但し、10月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-5

水道料金	11 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R7年 11月 17日

又吉 清義

様

★

¥3,000

但し、11月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	12 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R7 年 12 月 18 日

又吉 清義 様

★

¥3,000

但し、12 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-54-9

水道料金	1 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R8 年 1 月 18 日

又吉 清義 様

★

¥3,000

但し、1 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-9

事務所費

水道料金

充当割合：政務活動のみで使用しているため全額充当

補足説明：水道メーターが隣家と一つになっているため隣家家主へ月額 3,000 円支払いしている。

宜野湾市水道料基本料金のみ充当。

内訳：月額 3000 円（宜野湾市水道料基本料金月額(2,420 円)+管理費（580 円））

水道料金	2 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R 8 年 2 月 17 日

又吉 清義 様

★ ¥3,000

但し、2 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-54

水道料金	3 月分
充当金額	2,420 円

領 収 証

R 8 年 3 月 17 日

又吉 清義 様

★ ¥3,000

但し、3 月分の水道料金として上記正に領収いたしました

宜野湾市我如古1-54

事務所費

事務費金・事務費料

留滞滞留示一六六一一七

下水道料金表 基本料金 2,420円

営業用 上・下水道料金早見表(1ヶ月額定・消費税込)

立方メートル	上水道	下水道	合計金額	立方メートル	上水道	下水道	合計金額	立方メートル	上水道	下水道	合計金額	立方メートル	上水道	下水道	合計金額
0~3	1,870	550	2,420	37	8,360	5,330	11,590	66	15,590	6,540	22,130	95	22,930	6,590	29,520
4	1,870	550	2,420	38	8,510	5,440	11,950	67	15,950	6,650	22,600	96	23,180	6,610	30,190
5	1,870	550	2,420	39	8,660	5,540	12,300	68	16,100	6,770	22,870	97	23,440	6,670	30,560
6	1,870	550	2,420	40	8,810	5,650	12,670	69	16,350	6,890	23,240	98	23,690	6,730	30,930
7	1,870	550	2,420	41	8,960	5,750	13,020	70	16,610	7,000	23,610	99	23,940	6,790	31,290
8	1,870	550	2,420	42	9,110	5,860	13,380	71	16,860	7,120	23,980	100	24,200	6,850	31,670
9	1,870	550	2,420	43	9,260	5,960	13,730	72	17,110	7,230	24,340	101	24,470	6,910	32,040
10	1,870	550	2,420	44	9,410	6,070	14,100	73	17,360	7,350	24,710	102	24,750	6,970	32,420
11	1,870	550	2,420	45	9,560	6,170	14,450	74	17,620	7,460	25,080	103	25,020	7,030	32,800
12	1,870	550	2,420	46	9,710	6,270	14,800	75	17,870	7,580	25,450	104	25,300	7,090	33,170
13	1,870	550	2,420	47	9,860	6,380	15,170	76	18,120	7,700	25,820	105	25,570	7,150	33,550
14	1,870	550	2,420	48	10,010	6,480	15,520	77	18,380	7,810	26,190	106	25,850	7,210	33,930
15	1,870	550	2,420	49	10,160	6,590	15,880	78	18,630	7,930	26,560	107	26,120	7,270	34,310
16	1,870	550	2,420	50	10,310	6,690	16,240	79	18,880	8,040	26,920	108	26,400	7,330	34,690
17	1,870	550	2,420	51	10,460	6,800	16,610	80	19,140	8,160	27,300	109	26,670	7,390	35,070
18	1,870	550	2,420	52	10,610	6,900	16,970	81	19,390	8,270	27,660	110	26,950	7,450	35,450
19	1,870	550	2,420	53	10,760	7,000	17,340	82	19,640	8,390	28,030	111	27,220	7,510	35,830
20	1,870	550	2,420	54	10,910	7,100	17,710	83	19,890	8,500	28,390	112	27,500	7,570	36,210
21	1,870	550	2,420	55	11,060	7,200	18,080	84	20,150	8,620	28,770	113	27,770	7,630	36,590
22	1,870	550	2,420	56	11,210	7,300	18,450	85	20,400	8,730	29,130	114	28,050	7,690	36,970
23	1,870	550	2,420	57	11,360	7,400	18,820	86	20,650	8,850	29,500	115	28,320	7,750	37,350
24	1,870	550	2,420	58	11,510	7,500	19,190	87	20,910	8,970	29,880	116	28,600	7,810	37,730
25	1,870	550	2,420	59	11,660	7,600	19,550	88	21,160	9,080	30,240	117	28,870	7,870	38,110
26	1,870	550	2,420	60	11,810	7,700	19,920	89	21,410	9,200	30,610	118	29,150	7,930	38,490
27	1,870	550	2,420	61	11,960	7,800	20,290	90	21,670	9,310	30,980	119	29,420	7,990	38,870
28	1,870	550	2,420	62	12,110	7,900	20,660	91	21,920	9,430	31,350	120	29,700	8,050	39,250
29	1,870	550	2,420	63	12,260	8,000	21,020	92	22,170	9,540	31,710	121	30,000	8,110	39,630
30	1,870	550	2,420	64	12,410	8,100	21,400	93	22,420	9,660	32,080	122	30,270	8,170	40,010
31	1,870	550	2,420	65	12,560	8,200	21,760	94	22,680	9,770	32,450	123	30,550	8,230	40,390

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 30,000 円 事務所家賃 9 月分

領 収 証

No. 1

又吉靖義 様

令和7年9月23日

* ¥141,000-

但 9月分家賃代とし（長野市税1-54-25-2階）
上記正に領収いたしました 9/17~9/30

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

充当金額 30,000 円 事務所家賃 10 月分

領 収 証

No. 2

又吉靖義 様

令和7年10月23日

* ¥30,000-

但 10月分家賃代とし（長野市税1-54-25-2階）
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 30,000 円 事務所家賃 // 月分

領 収 証

No. 3

又吉清義 様

令和7年11月23日

★ ¥30,000-

但 11月分家賃代として（宜野湾市我如古1-5X-25-2階）
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等（ %）

[Redacted]

11月分まで所有者の家主 [Redacted] へ直接家賃を支払い

充当金額 30,000 円 事務所家賃 (2月分)

領 収 証

No.
令和 7年12月25日

又吉 清義 様

金額 ¥30,000-

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	税率	税込合計
又吉氏貸店舗（我如古）	203	2025/12	賃 料	30,000		30,000

上記金額を正にお預りいたしました。（10%課税合計 0 円 内消費税： 0 円）
（非課税合計 30,000 円）

株式会社 大光不動産
沖縄県宜野湾市真栄原二丁目
大光不動産BLDG 1階
TEL：098-897-0204 FAX：098-
登録番号：T5360002016292

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 30,000 円 事務所家賃 / 月分

		領 収 証		No.		
		又吉 清義 様		令和 8年 1月24日		
金額		¥ 3 0 , 0 0 0 -				
内訳						
物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	税率	税込合計
又吉氏貸店舗（我如古）	202	2026/01	賃 料	30,000		30,000
上記金額を正にお預りいたしました。				（10%課税合計	0 円	内消費税： 0 円）
				（非課税合計	30,000 円）	
株式会社 大光不動産						
沖縄県宜野湾市真栄原二丁目						
大光不動産BLDG 1階						
TEL：098-897-0204 FAX：098-						
登録番号：T5360002016292						

充当金額 30,000 円 事務所家賃 2-月分

		領 収 証		No.		
		又吉 清義 様		令和 8年 2月25日		
金額		¥ 3 0 , 0 0 0 -				
内訳						
物件名	部 屋	該当年月	項 目	税抜金額	税率	税込合計
又吉氏貸店舗（我如古）	202	2026/02	賃 料	30,000		30,000
上記金額を正にお預りいたしました。				（10%課税合計	0 円	内消費税： 0 円）
				（非課税合計	30,000 円）	
株式会社 大光不動産						
沖縄県宜野湾市真栄原二丁目						
大光不動産BLDG 1階						
TEL：098-897-0204 FAX：098-						
登録番号：T5360002016292						

(9/17 ~ 3/31)

事 務 所 概 要 申 告 票

議員名 又吉 清義

1. 物件の所在

住所	宜野湾市我如古1-54-25-2F	
電話番号	098-898-1214	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所

☒ 賃借事務所

・賃貸借契約先 [XXXXXXXXXX]

・所有者 ☒ 親族(続柄: XXXX) ☐ 関連会社 ☐ 第三者

・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

又吉清義

貸與人 氏名

住所

(9/17 ~ 3/31)

事務所費充当状況申告票

議員名 又吉 清義

1. 事務所の状況

住所	宜野湾市我如古1-54-25 (2F)
----	---------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする

(関係経費)

家賃(月額)	30,000 円
その他	0 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	30,000 円
その他	0 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

又吉 清義

建物賃貸借契約書

又吉良明（以下、甲という）と又吉清義(以下、乙という)は、次のとおり契約する。

第1条（建物賃貸借）

甲は、乙に対し、沖縄県宜野湾市我如古 1-54-25-2 階（東側）の事務所を賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条（期間）

本契約の期間は、令和7年9月17日から令和7年10月31日までの期間とする。

- 2 契約期間満了時において、甲乙又はそのいずれか一方により何等の申し出がないときは、同一条件で契約が更新されるものとする。

第3条（賃料）

賃料は、月額3万円とし、乙は甲に対し、毎月23日までに当月分を支払う。

第4条（使用目的）

乙は、本件建物を県議会議員政務活動事務所として使用する。

第5条（契約の解除）

賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

第6条（期間内解約）

乙が本契約期間中に解約をしようとするときは、甲に対し、3カ月の予告期間において書面により通知する。

第7条（現状回復義務）

本契約が終了したときは、乙は甲に対し、乙の負担で本件建物から造作、動産類のすべてを撤去し、本件建物を現状に回復したうえで明け渡す。

第8条

本契約に定めなき事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

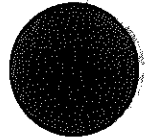
令和7年 9月16日

賃貸人（甲） 住所

[Redacted Address]

氏名

[Redacted Name]



賃借人（乙） 住所 沖縄県宜野湾市我如古 1-33-3

氏名 又吉 清義





事務所費

事務所家賃

(¹¹/₁ ~ ³/₃₁)

事業用賃貸借契約書

(事務所用)

物件名称	又吉氏貸店舗	部屋番号	202
借主氏名	又吉 清義		

又吉 清義



事務所費

事業用建物賃貸借契約書(事業用) 事務所家賃

貸主 (以下「甲」という。)は、【記名押印欄】記載の不動産会社を代理人として、
借主 又吉 清義 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する
賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	又吉氏貸店舗 2階 202号室		
	所 在 地	(住居表示) 宜野湾市我如古一丁目54番25号		
		(登記簿) 宜野湾市我如古一丁目210番地3 (家屋番号) 210番3		
	構 造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建		
	種 類	店舗・事務所	新築年月	昭和55年 6月
	床 面 積	約81.00 m ²	付帯設備	

頭書(2) 事業内容(本物件で営む事業内容について記載すること)

政治活動事務所	政治活動事務所
---------	---------

頭書(3) 契約期間

令和 7年11月 1日から	令和 9年10月31日まで	(2年 間)
目的物件の引渡し時期	令和 7年11月 1日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額30,000円 (うち消費税0円)	共益費	0円 (うち消費税0円)	環境維持費	0円 (うち消費税0円)
敷 金	0円	礼 金	0円	仲介手数料	0円 (うち消費税0円)
テナント 総合保険料	借主にて	家賃保証料	家賃保証会社 加入無し	鍵交換費	鍵交換、無し
その他の条件 駐車場 馬車場有 駐車場 管理会社に連絡し指定された場所に駐車するものとする。 ※本物件は事業用物件の為、賃料等には消費税が付加されますが、現在消費税を借主に請求しておりません。 将来、乙に対し消費税を別途ご請求する場合がありますので、予めご了承ください。					
貸与する鍵	鍵N o	玄関			
	本 数	本			
賃 料 等 の 支 払 時 期		当月分を毎月1日まで			
賃料等の 支払方法	☒ 振 込	振 込 先	振込先金融機関名:沖縄銀行 支店 預金:普通 口座番号: 口座名義人:株式会社大光不動産 代表取締役 平安座 紳 振込手数料負担者: 借主		
	☐ 口座引落	委託会社名	沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行 口座引落手数料110円(うち消費税10円) 負担者: 借主 ※別途締結する賃貸借保証委託契約により支払い方法及び引落手数料が 定められている場合には、その方法により支払いとなります。		

※残高不足で引落し出来なかった場合、請求手数料として110円(うち消費税10円)が家賃等に付加されます。

振込でお支払いの際は借主様氏名で振込をお願い致します。

事務所費

事務所家賃

頭書(5) 借主、緊急連絡先

借主氏名	又吉 清義			
緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)		(続 柄)	
	(住 所)			
	(勤務先名称)			
	(勤務先住所)			

頭書(6) 管理業者

管 理 業 者	商号又は名称 株式会社 大光不動産		
所 在 地	沖縄県宜野湾市真栄原二丁目2番3号		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 (01) 第004465号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	第00183号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管 理 担 当 者	氏名 平安座 紳 (賃貸不動産経営管理士：登録番号 (2) 028601号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用 するものに チェックし、 その右欄に所定 の事項を記載す る)	☐ 連帯保証人	氏名	
		住所	
	☐ 家賃債務 保証会社の 提供する保証	保証会社名	
		所在地	

事務所費

事務所家賃

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、貸主、借主が各自1通を保有する。

【記名押印欄】

令和 7 年 12 月 25 日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	又吉 清義	TEL
	住所	宜野湾市	
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		

宅 地 建 物 取 引 業 者	貸主代理人			
	主たる事務所 所在地・TEL	宜野湾市真栄原二丁目2番3号 098-897-0204	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 大	商号又は名称	
	代表者の氏名	平安座 紳	代表者の氏名	
	免許証番号	沖縄県知事 (7) 3022号	免許証番号	
	免許年月日	令和5年10月24日	免許年月日	
	適格請求書発行 事業者登録番号	T5360002016292	適格請求書発行 事業者登録番号	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	(沖縄) 第010085号	登 録 番 号	
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 大光不動産 宜野湾市真栄原二丁目2番3号 098-897-0204	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※ 印 は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

※ 本契約締結時の消費税率は10%となります。

~~(敷金)~~

- ~~第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~
- ~~2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。~~
- ~~3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。~~
- ~~4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後から90日以内に、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。~~
- ~~5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。~~

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り出させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約、使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止

- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第1項二号に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。ただし修繕等に対し、甲が本物件を従来通り使用及び収益できるよう誠意的に回復に努めている場合は、乙は賃料等の減額請求は出来ないものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払方法の変更

二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は緊急連絡先人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

二 長期に休業するとき

三 緊急連絡先人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 緊急連絡先人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

二 前号の丙の負担は、乙の滞納賃料については、本契約締結時の月額賃料24カ月分を限度額とし、滞納賃料以外の本契約から生じる乙の一切の債務については、本契約締結時の月額賃料36カ月分を限度額とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が、死亡したとき

四 前号に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、第19条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が、提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、

甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。

ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

(前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(乙から連帯保証人への委任)

第22条 乙は、丙に対し、本契約の解除、解除に伴う本物件の明渡し、残置物の処理およびこれに付随する一切の行為を委任します。ただし、上記委任による丙への代理権の授与は、次の各号の何れかに該当した場合に限り、効力を生ずるものとする。

① 乙が家賃等の支払を2か月以上怠り、または度々遅延し、甲の催告によってもその支払いをしないとき。

この場合、乙に代わって丙から甲へ家賃等相当額の立て替え払いがあった場合でも、本号との関係においては乙の甲への家賃等の不払いは継続しているものとみなす。

② 乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続(更新を含む)する限り、前項の委任を解約することはできない。

3 乙は、丙が第1項に基づいて代理権を行使したことについて、丙・甲または関係者に対して、不服の申し立てまたは損害賠償その他の請求はできないものとする。

(管理業務の委託)

第23条 甲は、本物件の管理業務を頭書(6)に記載する管理業者に委託した。

2 乙及び入居者に対する管理業務の周知方法は、同記載の管理業者が文書の掲示、郵送、電話、アプリ、対面等の方法により通知する。

(通知の送達)

第24条 本契約上において発信する通知は、乙および丙が本契約上又は書面により甲に届出た住所地宛に為すことを持って足り、乙および丙の不在等の事由により通知が到着しなかった場合には、本件通知の到着すべかりし時期に到着したものとみなす。

(守秘義務および個人情報の保護)

第25条 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならない。

2 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いをしなければならない。

3 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならない。

但し、次に掲げる場合はこの限りではない。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(信用情報機関への登録と利用)

第26条 乙および丙は、本契約の取引事実が甲の指定する信用情報機関に登録され、7年を超えない期間、当該機関およびその提携する信用情報機関により利用されることに予め同意する。

(乙の損害保険加入の義務)

第27条 乙は、入居時および本契約が存続中は、乙の責任において、借家人賠償責任約款付家財保険（補償額2,000万円以上）に加入しなければならない。

2 保険金支払いの対象となる事故が発生した場合には、乙は速やかに保険金請求手続を行わなければならない。

(抵当権等の設定)

第28条 乙は、本物件における抵当権等（根抵当権含む）の設定がされている場合、次の事項を確認した。

- ① 本物件に抵当権等が設定されていること。
- ② 抵当権等に基づく不動産競売がなされたときは買受人に敷金が引き継がれないこと。
- ③ 競売による所有権移転後、乙は6か月以内に本物件から退去しなければならず、かつ、退去するまでの間は買受人に家賃等相当額を支払わなければならないこと。

2 乙は、本物件が抵当権等に基づく不動産競売により競落され、乙が本物件の買受人に対し本契約に基づく賃借権を対抗できない場合でも、甲に対し損害賠償を請求することはできない。

(免責)

第29条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故（前条の場合を含む）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第30条 天災、地変、土地収用その他甲の責めに帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。

第31条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第32条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第33条 前条までの規定以外に関する事項については、以下各号記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、明渡し時の原状回復の条件について、第16条及び別表の記載によることを原則とし、例外として下記費用については、乙の負担とすることを合意する。

- ・ハウスクリーニング 要見積り
- ・乙の故意過失による修繕は実費にて支払う。

※上記費用について、本契約締結時の甲及び管理会社指定業者の参考施工費であり、本物件退去時の室内外の汚損破損、況や経済情勢等による施工価格の高騰で、参考施工費より高くなる場合があります。予めご了承ください。

3 家賃支払いが遅れた場合、又、催告書の期日までに支払いなき場合は、甲又は管理会社は連帯保証人及び家賃保証会社に代位弁済請求するものとし、乙はそれらの措置を取られても異議申し立てをしないものとする。

4 本物件入居期間中、乙はテナント総合保険と家賃保証会社に加入するものとし有効期限が切れる場合も、乙の自己負担により継続し再加入するものとする。入居時はテナント総合保険と家賃保証会社の加入手続き完了後に、鍵を引渡すものとする。(その他契約時必要書類一式含む)

5 建物の敷地内、駐車場における乙の物品等、自動車等の盗難、事故等については甲及び管理会社は一切その責任を負わないものとする。

6 入居期間中、大光不動産にて発行する書類等に関しては下記の事務手数料が発生する。

- ・車庫証明発行 1台につき事務手数料3,300円(うち消費税300円)

その際、乙は保証金として1台につき20,000円を無利息で管理会社に預け入れるものとする。

※本契約解約時には必ず車庫証明の移動・抹消手続きを行うこと。解約後1ヵ月を経過しても車庫証明の移動・抹消手続きを行わない場合、保証金は違約金として処理し、返還されないものとする。

- ・賃貸借契約名義変更 事務手数料 月額賃料1ヵ月分(別途消費税)

※名義変更は同居者のみとします。

※名義変更及び再契約の際は、家賃保証会社、連帯保証人、テナント総合保険等の手続きも必要となります。

7 管理会社を通さず、甲乙間で直接取り決めを行ってはならない。万一、甲乙間で直接取り決めを行い、甲の不利益、損害に繋がるおそれがある場合は、その取り決めは当然に無効とする。

- 8 ゴミ出しについて、本物件は事業用の為、市町村では収集できません。本物件のゴミ収集については、乙は許可業者と別途契約をし、適切に処理すること。（※アパート住人と同様にゴミ置き場に出すのは禁止です。）
- 9 乙は頭書（2）記載の事業内容として本物件を使用しなければならない。事業内容を変更する場合は、甲及び管理会社の承諾を得なければならない。その際、管理会社指定の諸手続きが必要になること、また事業内容によっては承諾を得られないものがあることを乙は予め承知の上で借受ける。
- 10 乙が、本物件を頭書（2）の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様に乙の負担とする。
- 11 乙が本契約解除後、本物件及び敷地内に動産類を放置し、それらを撤去しない場合は、乙がその所有権を放棄したものとみなして、甲及び管理会社が任意にこれらを処分することができ、乙はこれに対し損害賠償若しくは対価の請求をすることができない。尚、処分に要した費用について全額乙の負担とする。
- 12 本契約終了時、乙は直ちに本物件を乙の費用により原状に回復し、甲乙立会いにより確認したうえで甲に明け渡す。但し、甲の承認を得たときは、乙は本物件を現状有姿もしくは一部原状回復せず、明け渡すことができる。その際、乙は名目の如何を問わず、甲に対し、造作買取請求又は有益費の償還等一切の請求をすることができない。
- 13 乙が行う事業の許認可等手続きに必要な調査、本物件の用途制限の確認、ならびに確認済証・検査済証の有無および必要性の確認については、乙の責任において、本物件を借り受ける前に事前に行ってください。また、これらにかかる一切の費用は、当然に乙の負担とします。なお、これらに関し、本物件は現状有姿での取引となるため、甲および管理会社はその適法性、取得の有無、内容の正確性等について一切保証いたしません。万一、乙の許認可申請が不許可となった場合であっても、甲および管理会社はこれに起因する損害その他一切の責任を負わないものとします。
- 14 甲は本物件を現状有姿の状態乙に賃貸し、契約不適合責任を負わないものとする。契約期間中の本物件内外（付帯設備含む）の修繕等は乙の費用負担で行うものとし、乙はその修繕等に要した費用を甲及び管理会社に一切の請求をすることができない。

私は各契約条項及び特約事項について、内容を確認し承認しました。

乙・氏名

又吉清孝

印

以上

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/21	固定電話料金 4月分	7,458	全額	7,458
5/20	固定電話料金 5月分	7,458	全額	7,458
6/16	固定電話料金 6月分	7,810	全額	7,810
8/18	固定電話料金 7月分	7,713	全額	7,713
8/18	固定電話料金 8月分	8,408	全額	8,408
9/22	固定電話料金 9月分	7,895	全額	7,895
10/20	固定電話料金 10月分	7,662	全額	7,662
11/20	固定電話料金 11月分	7,733	全額	7,733
12/22	固定電話料金 12月分	7,733	全額	7,733
1/20	固定電話料金 1月分	7,733	全額	7,733
2/19	固定電話料金 2月分	7,821	全額	7,821
3/17	固定電話料金 3月分	7,801	全額	7,801
6/2	コピーカウント料 4月分	10,463	全額	10,463
6/30	コピーカウント料 5月分	9,763	全額	9,763
7/29	コピーカウント料 6月分	10,872	全額	10,872
8/27	コピーカウント料 7月分	28,718	全額	28,718
9/29	コピーカウント料 8月分	4,936	全額	4,936
10/27	コピーカウント料 9月分	7,906	全額	7,906
11/26	コピーカウント料 10月分	6,393	全額	6,393
12/24	コピーカウント料 11月分	10,058	全額	10,058
1/29	コピーカウント料 12月分	8,571	全額	8,571
2/27	コピーカウント料 1月分	3,176	全額	3,176
3/30	コピーカウント料 2月分	6,899	全額	6,899
毎月払	コピー機リース料(R7.4~R8.3) (@11,000×12ヶ月)	132,000	全額	132,000
7/7	文具代(ボールペン・フラットファイル)	2,009	全額	2,009
3/17	文具代(コピー用紙A4サイズ×2箱)	4,235	全額	4,235
5/15	携帯電話・ipad使用料 4月分	4,699	1/2	2,349
6/11	携帯電話・ipad使用料 5月分	5,792	1/2	2,896
6/30	携帯電話・ipad使用料 6月分	7,337	1/2	3,668
7/25	携帯電話・ipad使用料 7月分	7,330	1/2	3,665

統一様式一①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
8/29	携帯電話・ipad使用料 8月分	7,322	1/2	3,661
10/10	携帯電話・ipad使用料 9月分	7,519	1/2	3,759
10/27	携帯電話・ipad使用料 10月分	8,936	1/2	4,468
11/25	携帯電話・ipad使用料 11月分	5,911	1/2	2,955
12/25	携帯電話・ipad使用料 12月分	5,826	1/2	2,913
1/26	携帯電話・ipad使用料 1月分	5,984	1/2	2,992
2/25	携帯電話・ipad使用料 2月分	5,913	1/2	2,956
事務費 充当合計				375,506

事務費

固定電話料金

充当割合：10/10（政務活動のみで使用しているため全額充当）

充当金額 7,458 円
（ 7 月分）

充当金額 7,458 円
（ 5 月分）

充当金額 7,810 円
（ 6 月分）

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
又吉 清義 様

お客様番号
4910-0062-82687

2025年 4月ご請求分
金額(円)
¥7,458-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
25.4.21
上 岡
493296

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
又吉 清義 様

お客様番号
4910-0062-82687

2025年 5月ご請求分
金額(円)
¥7,458-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
換取⑧
241235
25.5.20
ローソン宜野湾
我如古店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

通常支払料金 振替払込請求書兼
加入者負担 受領証(金融機関控) Pay-easy

00170-4-903062

NTTファイナンス株式会社

金額 7,810 円

お客様番号 4910-0062-82687

2025年 6月ご請求分 振替 6月20日

(住所等非表示払込書)
又吉 清義 様

金融機関利用収納連絡先
TEL 0120 07-06-16
874-5691 501000111
2730 ユウチョ

現金扱
(70114) N94130005

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

充当金額 7,713 円
（ 7 月分）

充当金額 8,408 円
（ 8 月分）

充当金額 7,895 円
（ 9 月分）

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
又吉 清義 様

お客様番号
4910-0062-82687

2025年 7月ご請求分
金額(円)
¥7,713-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
72100
25.8.18

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
又吉 清義 様

お客様番号
4910-0062-82687

2025年 8月ご請求分
金額(円)
¥8,408-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
72100
25.8.18

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
又吉 清義 様

お客様番号
4910-0062-82687

2025年 9月ご請求分
金額(円)
¥7,895-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
07338
25.9.22
北谷 謝 効
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様